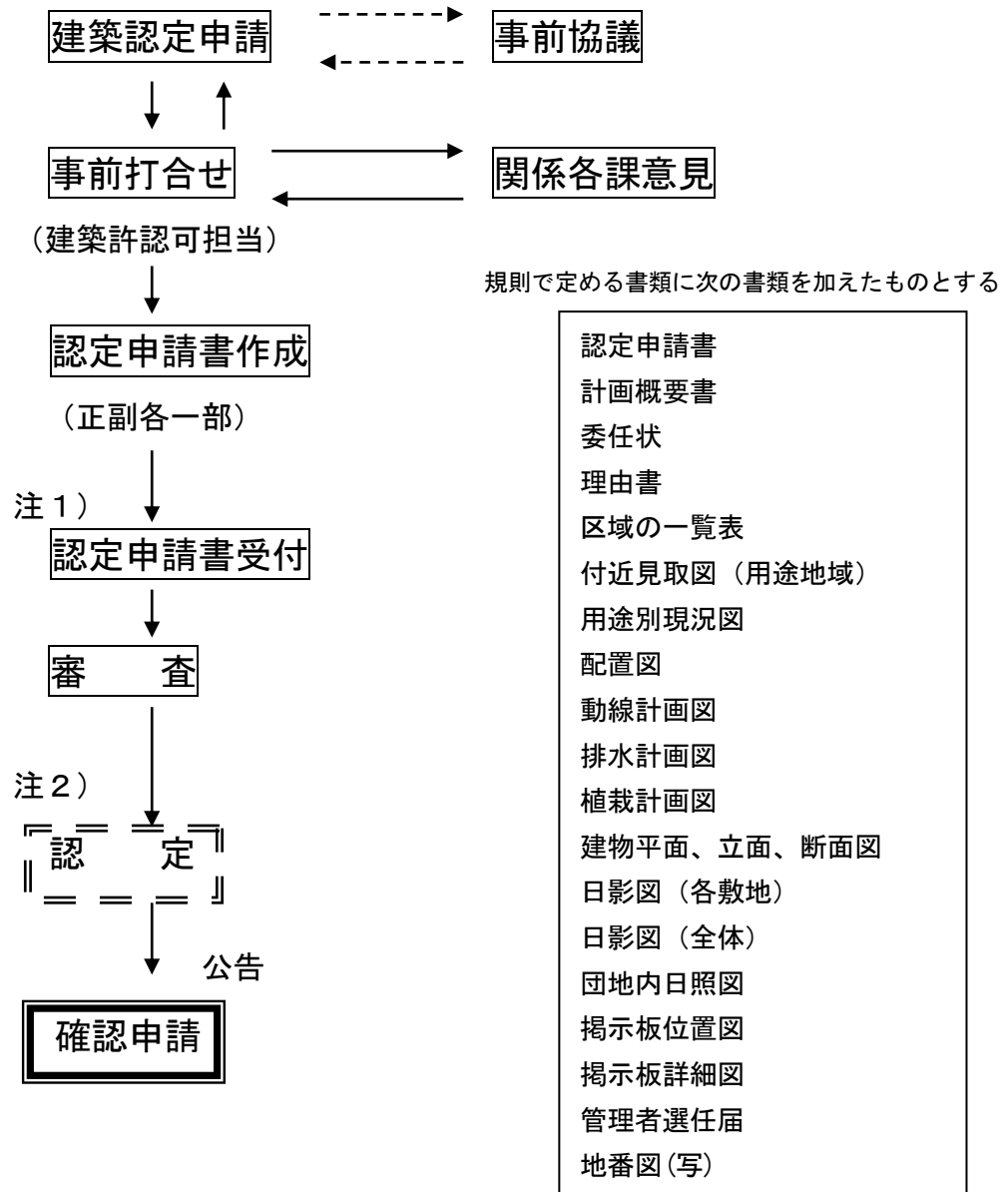


法第 8 6 条による認定申請の進め方



注 1） 開発許可にかかるものは都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「都計法」という。）

第 3 2 条協議を終了し同法第 2 9 条許可申請提出と同時期とする。

注 2） 開発許可にかかるものは同時期の認定とする。